

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日立建機株式会社		コード	6305
提出日	2025/6/9		異動（予定）日	2025/6/23
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が附議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	伊藤 正明	社外取締役	○													○	有
2	岡 俊子	社外取締役	○													○	有
3	奥原 一成	社外取締役	○													○	有
4	菊池 きよみ	社外取締役	○													○	新任 有
5	Joseph P.Schmelzeis,Jr	社外取締役	○													○	有
6	藤澤 健	社外取締役															
7	馬上 英実	社外取締役															

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		同氏は、国際的モノづくり企業の経営者として、生産・研究開発の経験に加えて、経営企画・CSRといった分野における高い見識を有しております。これらの豊富な事業経験・経営経験を活かし、当社の経営全般に助言いただきと共に、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督していただくため、引き続き社外取締役候補者としました。 尚、同氏は2024年6月から当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は第61回定期株主総会終結の時をもって1年間です。
2		同氏は、コンサルティング会社の経営者としての経験、M&Aや人財育成に関する知識、高い見識を有しております。 これらの豊富な事業経験・経営経験を活かし、当社の経営全般に助言いただきと共に、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督していただくため、引き続き社外取締役候補者としました。 尚、同氏は2021年6月から当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は第61回定期株主総会終結の時をもって4年間です。
3		同氏は、コンサルティング会社の経営者としての経験、人事・労務政策から営業・サービスに至る広範な知識、高い見識を有しております。 これらの豊富な事業経験・経営経験を活かし、当社の経営全般に助言いただきと共に、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督していただくため、引き続き社外取締役候補者としました。 尚、同氏は2016年6月から当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は第61回定期株主総会終結の時をもって9年間です。
4		同氏は、国際的企業の経営者としての経験、人事・労務政策から営業・サービスに至る広範な知識、高い見識を有しております。 これらの豊富な事業経験・経営経験を活かし、当社の経営全般に助言いただきと共に、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督していただくため、引き続き社外取締役候補者としました。 尚、同氏は2016年6月から当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は第61回定期株主総会終結の時をもって9年間です。
5		同氏は、法曹分野における経験、法務・コンプライアンスやM&Aに関する知識及びクロスカンパニー分野における知識、高い見識を有しております。 これらの豊富な経験及び知識を活かし、当社の経営全般に助言いただきと共に、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督していただくため、引き続き社外取締役候補者としました。 尚、同氏は2023年6月から当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は第61回定期株主総会終結の時をもって2年間です。
6		同氏は、国際的企業の経営経験に加え、ベンチャー事業立ち上げ、戦略コンサルタント、駐日米国大使館官僚候補官として日本への友好関係促進に尽力する等の幅広い経験を有しております。 これらの豊富な経験及び知識を活かし、当社の経営全般に助言いただきと共に、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督していただくため、引き続き社外取締役候補者としました。 尚、同氏は2023年6月から当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は第61回定期株主総会終結の時をもって2年間です。
7		同氏は、上記の役員の属性（a～i）のいずれにも該当せず、また、当社の定めるコーポレートガバナンスガイドラインにおける独立性の判断基準（第6条及び以下4.、補足説明を参照）も踏まえ、独立役員としての要件を十分に充たしていると判断しています。

4. 補足説明

当社は、コーポレートガバナンスガイドラインにおいて、社外取締役の独立性の判断基準について、次のとおり定めています。

第6条（社外取締役の独立性の判断基準）

指名委員会は、以下の事項に該当しない場合、当該社外取締役に独立性があると判断する。

当該社外取締役は、現在又は過去3年において、当社又は当該会社の取締役又は執行役として在職していた場合

当該社外取締役が、現在、業務執行取締役、執行役又は従業員として在職している会社が、製品や役務の提供の対価として当社から支払いを受け、又は当社に対して支払いを受ける場合に、その取引金額が、過去3事業年度のうちいずれかの1事業年度当たり、いずれかの会社の連結売上高の2%を超える場合

当該社外取締役が、過去3事業年度のうちいずれかの1事業年度当たり、法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントとして、当社から直接的に1,000万円を超える報酬（当社取締役としての報酬を除く）を受けている場合

当該社外取締役が、業務を執行する役員を務めている非営利団体に対する当社からの寄付金額が、過去3事業年度のうちいずれかの1事業年度当たり、1,000万円を超える場合

当該社外取締役が、当該団体の総収入又は経常収益の2%を超える場合

※1 社外取締役のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f.、g.及びh.のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている者の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。